

湯河原町漁港管理条例の一部を改正する条例新旧対照条文

現 行	改 正 後	備 考
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>漁港漁場整備法</u>（昭和25年法律第137号。以下「法」という。）の規定に基づき、町が管理する次の漁港（以下「漁港」という。）の維持管理に関し必要な事項を定める。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(土砂採取料等)</p> <p>第15条 漁港の区域内の水域(町以外の者がその権原に基づき管理する土地に係る水域を除く。)及び公共空地について法第39条第1項の規定による<u>採取又は占有の許可</u>を受けた者(以下「採取者等」という。)からは、別表第2に掲げる土砂採取料又は占用料(以下「土砂採取料等」という。)を徴収する。ただし、<u>同条第4項</u>に規定する者については、この限りでない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>（昭和25年法律第137号。以下「法」という。）の規定に基づき、町が管理する次の漁港（以下「漁港」という。）の維持管理に関し必要な事項を定める。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(土砂採取料等)</p> <p>第15条 漁港の区域内の水域(町以外の者がその権原に基づき管理する土地に係る水域を除く。)及び公共空地について法第39条第1項の規定による<u>採取若しくは占有の許可</u>を受けた者<u>又は法第43条第4項に規定する認定計画実施者(法第44条第1項に規定する認定計画において法第42条第2項第2号及び第3号に掲げる事項(水面又は土地の占有に係るものに限る。))又は法第50条第1項各号に掲げる事項を定めた者に限る。)</u>(以下「採取者等」という。)からは、別表第2に掲げる土砂採取料又は占用料(以下「土砂採取料等」という。)を徴収する。ただし、<u>法第39条第4項</u>に規定する者については、この限りでない。</p> <p>2 (略)</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、令和6年4月1日から施行する。</p>	